

社会福祉法人師勝福社会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

平成 16 年 3 月 12 日議決

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人師勝福社会定款第 23 条の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬を支給する者及び支給額)

第 2 条 報酬を支給する者及び報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 理事長 月額 30,000 円
- (2) 理事及び監事 日額 5,000 円
- (3) 前号の規定に関わらず、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 44 条第 4 項第 3 号の規定に基づき選任された施設の管理者である施設長については、社会福祉法人師勝福社会職員給与規程（平成 10 年 6 月 18 日議決）の規定に基づき、給与を支給する。

(報酬の支給)

第 3 条 報酬は、次に掲げる方法により支給する。

- (1) 前条第 1 号に掲げる者の報酬は、年 2 回の支給とする。
- (2) 前条第 2 号に掲げる者の報酬は、その者が職務に従事した日数に応じて支給し、その都度とする。

(費用弁償)

第 4 条 役員が職務のため旅行したときは、その旅行に関して、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、社会福祉法人師勝福社会旅費規程（平成 10 年 6 月 18 日議決）の規定に基づき支給する。

(公表)

第 5 条 社会福祉法人師勝福社会は、この規程をもって、法第 59 の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(雑則)

第 6 条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の議決を経て、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 16 日議決）

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

## 社会福祉法人師勝福社会役員の報酬及び費用弁償に関する規程

附 則（平成 26 年 3 月 4 日議決）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 27 日評議員会決議）

この規程は、平成 29 年 6 月 27 日から施行し、評議員に関する部分の改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。